

令和2年1月27日

緊急時対策支援システム（ERSS）の伝送停止について（復旧）

原子力規制庁は、令和2年1月24日午前1時35分、日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）敦賀発電所（1号機：廃止措置中、2号機：運転停止中）に係る緊急時対策支援システム（以下、「ERSS」という。）のプラント情報表示システム（ ）において、同日午前0時39分以降の一部伝送データ（放射線管理計算機データ）のデータ伝送が停止していることを確認しました。

直ちに、日本原電に対してシステム復旧を要請するとともに、システムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は、電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう要請しました。

その後、日本原電から、データ伝送一部停止の原因は、敦賀発電所の放射線管理計算機からの伝送ラインに係る装置の故障であるとの連絡がありました。

（以上、既報）

原子力規制庁は、日本原電の復旧作業後、ERSSへ送信されたデータが問題なく受信できることを確認し、同日20時20分からERSSへの伝送が復旧したことを確認しました。

経過については別紙のとおりです。

なお、本件は、原子力施設のトラブルに関するものではありません。

格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報をモニタに表示するためのシステムのこと。

原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室

室長：古金谷

担当：根塚、大森

電話：03 - 5114 - 2121

<概要>

1. 令和2年1月24日午前1時27分、日本原電から原子力規制庁に対して、敦賀発電所からのE R S Sに係るデータ伝送装置に障害が発生したとの連絡があり、E R S Sのプラント情報表示システムを調べたところ、同日午前0時39分以降、一部伝送データ（放射線管理計算機データ）のデータ伝送が停止していることを同日午前1時35分に確認。
2. 障害は、敦賀発電所の放射線管理計算機に係る伝送ラインで発生したものであり、原子力規制庁は日本原電に対しシステム復旧を要請するとともに、システムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう要請。
3. 現在、日本原電にて復旧作業を実施中であり、また、電子メールによるプラントパラメータの受領を継続中。

（以上、既報）

4. 日本原電による当該伝送ラインの部品取替作業後、同日20時30分に原子力規制庁は日本原電よりE R S Sの伝送が再開されたとの報告を受けるとともに、同日20時20分からE R S Sへの伝送が復旧したことを確認しました。

以上